

行政処分一覧

処分年月日	免許番号	商号	代表者の氏名	事務所所在地	処分内容	処分理由
令和3年5月26日	福岡県知事(6) 第12966号	(株)総合住建	山崎 祥生	福岡市中央区港2-12-4-1F	業務停止 (令和3年6月10日 ~令和3年9月7日)	被処分者は、宅地建物の売却をするに際し、買主に対し当該土地建物について、私道に関する負担に関する事項(法第35条第1項第3号)の説明を行っていないことに加え、飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況(同項第4号)については誤った説明をしている。これらのことは、法第35条第1項の規定に違反する。 また、私道に関する負担に関する事項及び前面道路が冠水することについては、故意に事実を告げておらず、これらのことは法第47条の規定に違反する。(同条第1号イ及びニに該当) このことは、法第65条第2項第2号に該当する。
令和3年5月26日	福岡県知事(1) 第18548号	ヒルズホーム(株)	石尾 賢一	福岡市中央区笹丘2-24-32アーバンコート303号	業務停止 (令和3年6月10日 ~令和3年9月7日)	被処分者は、宅地建物の売買を媒介するに際し、買主に対し当該土地建物について、私道に関する負担に関する事項(法第35条第1項第3号)の説明を行っていないことに加え、飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況(同項第4号)については誤った説明をしている。これらのことは、法第35条第1項の規定に違反する。 また、私道に関する負担に関する事項及び前面道路が冠水することについては、故意に事実を告げておらず、これらのことは法第47条の規定に違反する。(同条第1号イ及びニに該当) このことは、法第65条第2項第2号に該当する。
令和3年7月8日	福岡県知事(4) 第14572号	(株)ダイナックス	鍋田 英功	久留米市諏訪野町1596	指示処分	被処分者は、従たる事務所に専任の宅地建物取引士を設置せず業務を行っていた。このことは、法第31条の3第3項に違反する。 また、事務所に従業者名簿を備え付けていなかった。このことは、法第48条第3項に違反する。
令和3年7月20日	福岡県知事(2) 第16904号	(株)オフィス・トモイケ	友池 孝志	糸島市前原南1-7-27	業務停止 (令和3年8月4日 ~同年9月2日)	被処分者は、令和2年2月15日に会費未納を理由として、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の社員の地位を喪失した。 保証協会の社員の地位を喪失した場合は、法第64条の15に基づき、その地位を喪失した日から1週間以内に営業保証金を供託しなければならず(法第25条第1項)、かつ供託した旨を免許権者である福岡県知事に対し届け出る必要がある(同条第4項)が、営業保証金の供託がなされていなかった。 保証協会の社員の地位を喪失した日から1週間以内に営業保証金を供託されていないことは、法第64条の15に違反する。

令和3年7月20日	福岡県知事(2) 第16942号	エンデヴァーキャピタル(株)	松尾 克彦	福岡市博多区対馬小路1-21	業務停止 (令和3年8月4日 ~同年9月2日)	<p>被処分者は、令和3年1月29日に会費未納を理由として、公益社団法人不動産保証協会の社員の地位を喪失した。</p> <p>保証協会の社員の地位を喪失した場合は、法第64条の15に基づき、その地位を喪失した日から1週間以内に営業保証金を供託しなければならず(法第25条第1項)、かつ供託した旨を免許権者である福岡県知事に対し届け出る必要がある(同条第4項)が、営業保証金の供託がなされていないかった。</p> <p>保証協会の社員の地位を喪失した日から1週間以内に営業保証金を供託されていないことは、法第64条の15に違反する。</p>
令和4年1月21日	福岡県知事(1) 第18558号	(株)NISHIYAMA	泉 幸一	福岡市中央区荒戸1-3-20-8階	業務停止 (令和4年2月7日 ~同年3月8日)	<p>被処分者は、令和3年7月15日に弁済業務保証金の還付充当金未納を理由として、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の社員の地位を喪失した。</p> <p>保証協会の社員の地位を喪失した場合は、法第64条の15に基づき、その地位を喪失した日から1週間以内に営業保証金を供託しなければならず(法第25条第1項)、かつ供託した旨を免許権者である福岡県知事に対し届け出る必要がある(同条第4項)が、営業保証金の供託がなされていないかった。</p> <p>保証協会の社員の地位を喪失した日から1週間以内に営業保証金を供託されていないことは、法第64条の15に違反する。</p>
令和4年3月2日	福岡県知事(5) 第14342号	若菜エステート(株)	若菜 永治	久留米市東町42-14	指示処分	<p>被処分者は、本店及び従たる事務所に必要な数の専任の宅地建物取引士を設置せず業務を行っていた。このことは、法第31条の3第3項に違反する。</p>